

非常変災に対する措置について

1. 暴風警報が泉州地域に発令されている場合

- (1) 午後4時までに解除された場合（午後4時現在を含む）は平常通り授業を行う。
- (2) 午後4時を過ぎても暴風警報が発せられている場合は、**臨時休業**とする。

※ 泉州地域とは、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町をさす。

2. 公共の交通機関が不通の場合

南海本線またはJR阪和線が不通の場合、それを利用する生徒の欠席は公欠扱いとする。

3. その他

上記のほか、生徒の登下校等の安全を確保することや、教育活動を円滑に実施すること等が困難であると判断される場合、臨時休業とすることがある。